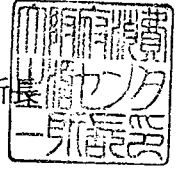


消七第1118号
平成31年4月26日

大阪府教育庁
私学課長 様

大阪府消費生活センター所長



若者向け消費者教育・啓発事業の実施にかかる協力について（依頼）

日頃から、消費者教育の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、社会経験の少ない若者の消費者被害を未然に防止するため、より多くの高校生に消費者問題に関心を持ってもらい、知識を身に付けてもらう消費者教育・啓発が必要であると考えております。

また、平成30年2月に、若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議において「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が決定され、2020年度までに全ての高等学校等で、消費者教育教材を活用した授業を実施することをめざすとされたことから、学校における消費者教育はより一層、重要なものとなっています。

当センターでは、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金」を活用した「高校生による消費者教育事業」及び「消費者教育教材活用推進事業」を別紙のとおり実施しますので、本事業の趣旨を御理解いただき、各高等学校への周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

・大阪府消費生活センター 五味
電 話 06-6612-7500
E-Mail GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp
・事業の申込み・問合せ先
(公財) 関西消費者協会 電話06-6612-2330

若者向け消費者教育・啓発事業

○「高校生による消費者教育事業」

(1)事業内容

大阪府内にある高等学校に在籍する高校生による「高校生向けの消費者教育」の実施を支援します。

(趣旨)

平成 24 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、「学校における消費者教育の推進」が地方公共団体の義務と定められたことから、学校における消費者教育はより一層、重要なものとなっています。

高校生が授業や課外活動において、自らさまざまな消費者問題について調査・研究を行い、劇やロールプレイング、プレゼンテーション、ポスター展示などで成果を発表することで、より深く消費者問題を学ぶ機会とすることができます。また同じ学校の生徒が取り組む姿を見ることで、見る側の生徒にも興味を持たせることができ、効果的に消費者教育を行うことができます。

(2)支援内容

事業実施に必要な資料や消耗品等の購入にかかる実費を支援します。事業実施にあたっては、別途、内容確認させていただきます。(1校あたり10万円まで、10校対象)

(3)実施時期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日まで

(4)参考(平成 23 年度から実施)

- ・事業実績：平成 23、24 年度 8 校、平成 25～30 年度 10 校
- ・発表方法：パネル展示、冊子・動画作成、プレゼンテーション、舞台発表など
- ・主な内容：ケータイ・スマホの使用実態、食、キャッシュレス化、悪質商法など
- ・実施場所：校内、公民館(地域イベントへの参加)、ショッピングセンターなど

○「消費者教育教材活用事業」

(1)事業内容

大阪府内にある高等学校に、実務経験者を講師として派遣し、消費者教育教材を活用した授業等を実施します。

(趣旨)

平成30年2月に、若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議において決定された「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」では、実践的な消費者教育の取組の推進には、実務経験者（消費生活相談員、弁護士、金融経済教育の実務者等）の有する知識や経験を学校現場で活用することが効果的であるとされています。2022年4月の成年年齢引下げまでに、大阪府内全ての生徒が消費者教育を受けることができるよう支援します。

(2)支援内容

消費者教育の授業等に実務経験者を講師として派遣します。事業実施にあたっては、別途、内容確認させていただきます。(実施回数10回)

(3)実施時期 平成31年4月1日から平成32年2月29日まで

(4)参考資料（平成31年度新規事業として実施）

- ・消費者教育教材を使った講師派遣事業チラシ（別添1）
- ・消費者教育教材を使った講座内容の例（別添2）

○ 問い合わせ・申込み

(公財) 関西消費者協会 電話 06-6612-2330
FAX 06-6612-0090
メール staff@kanshokyo.jp

